

戦略研究企画・調査専門検討会設置要綱

1. 目的

国民の健康を維持・増進させるため、優先順位の高い慢性疾患・健康障害を標的として、その予防・治療介入及び診療の質の改善介入など、国民の健康を守る政策に関連するエビデンスを産み出すための大型臨床介入研究であって、国主導で成果目標を設定した戦略研究について、その円滑な推進を図るため、戦略研究企画・調査専門検討会を設置する。

2. 組織

- (1) 委員は、厚生労働科学研究及び各戦略研究を実施している分野に関する有識者から大臣官房厚生科学課長が任命する。
- (2) 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。
- (5) 座長は、会務を整理し、検討会を代表する。
- (6) 座長に事故があるときは、委員のうちあらかじめ座長が指定した者がその職務を代理する。
- (7) 検討会は、座長が招集する。
- (8) 座長は、検討会の議事を整理する。
- (9) その他、必要に応じて参考人を招聘し、意見を聴取することができる。

3. 検討事項

- (1) 戦略研究の進捗状況の把握
- (2) 戦略研究に係る問題点の整理・分析
- (3) 戦略研究の中間評価
- (4) 戦略研究の事後評価
- (5) プロトコール骨子の作成
- (6) その他、戦略研究の円滑な推進に必要な事項

4. 運営方法

会議は、原則、公開とする。ただし、公開することにより研究者の知的財産権に不利益を及ぼす恐れ、以降の研究の遂行に支障を来す恐れがある場合等には、座長は、会議を非公開とすることができる。

5. 事務局

検討会の運営事務は、大臣官房厚生科学課及び「厚生労働科学研究における戦略研究の進捗状況に係る調査と今後の方向性について」調査分析業務の請け負い業者が行う。

6. その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長と相談の上、大臣官房厚生科学課長が別に定める。

戦略研究企画・調査専門検討会委員名簿

(50音順)

- 黒川 清 政策研究大学院大学教授
- 永井 良三 東京大学大学院医学系研究科教授
- 福原 俊一 京都大学大学院医学研究科医療疫学教授
- 柳川 堯 久留米大学バイオ統計センター特定教授
- 山田 信博 筑波大学大学院人間総合科学研究科内分泌代謝・糖尿病内科教授
- 吉田 裕明 財団法人老年歯科医学総合研究所主任研究員
- 我妻 ゆき子 筑波大学大学院人間総合科学研究科疫学分野教授